

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第2回行田市下水道事業運営審議会
開催日時	令和7年1月9日（木） 開会：午後2時00分 閉会：午後2時50分
開催場所	水道庁舎 2階 第3会議室
出席者（委員）氏名	小林 修 委員 田尻 要 委員 小野寺貴男 委員 日野 努 委員 安原一夫 委員 栗原芳江 委員 茂木美智代 委員 今井好江 委員 計8名
欠席者（委員）氏名	長島敬二 委員
事務局	高橋都市整備部長 五十幡都市整備部次長兼課長 下水道課：金子主幹、石崎主査、多田主事
会議内容	議題第1号 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区 （「第9負担区」）の 設定及び単位負担金額について
会議資料	次第 資料1 行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区 （「第9負担区」）の 設定及び単位負担金額について 資料2 下水道事業受益者負担金負担区分図 資料3 行田都市計画下水道事業受益者負担金条例 資料4 関係法令等 資料5 行田市下水道事業運営審議会条例 資料6 行田市下水道事業運営審議会委員名簿 資料7 令和6年度第2回行田市下水道事業運営審議会の会議録 の確認について（案）
その他 必要事項	傍聴者なし

発言者	内 容
司 会	開会 資料の確認 出席人数と審議会成立傍聴人の有無の報告 会長挨拶（小林会長） 事務局挨拶（都市整備部長）
司 会	行田市下水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定に基づき、議事の進行を小林会長にお願いする。
議 長	暫時、議長として議事の進行を務めさせていただくので、ご協力をお願いする。 次第3、「議題第1号、行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区（第9負担区）の設定及び単位負担金額」について、事務局から説明を求める。
事 務 局	（説明）
議 長	先程の説明について、ご意見等のある方は挙手をお願いする。
安原委員	資料1 9ページに「下水排除量2 m ³ 」とあるが、「排除量」とは。
事 務 局	宅内からの汚水を下水道管に排出する量である。
安原委員	水の供給量より減るということか。
事 務 局	お見込のとおり。排除される汚水の量が2立方メートル未満の下水道管の部分は、単独事業費で整備をすることになっている。
議 長	他に、質疑等のある方は挙手をお願いする。
日野委員	末端管渠整備費の負担率5分の1を除いた5分の4は、何を充てるのか。一般財源か、もしくは料金に含まれるのかを知りたい。
事 務 局	下水道事業会計からの単独費である。
議 長	他に質疑等のある方は挙手をお願いする。 私から、何点か伺う。 1点目は、10ページの末端管渠整備費の1億789万7千円について、11ページのNo.2及びNo.3工事に「舗装復旧」が無いのはなぜか。 2点目は、単位負担金の算定について、10円未満を切り捨てて350円にした理由を説明されたい。
事 務 局	No.2 舗装復旧は、現道路の損傷が著しいため道路管理者による工事となったため整備費から除いた。No.3舗装復旧は、開発工事で負担する協議が整ったため除いた。単位負担金については、これまでの経緯を勘案して350円とした。

発言者	内 容
議 長	単位負担金の算定において、No.2 道路復旧の単独分の工事費を末端管渠整備費に加えることはできないのか。
事 務 局	この末端管渠整備費の算出方法に細かい取り決めはない。今回、道路管理者が実施する舗装復旧の単独分の工事費は、一般会計からとなるため含めなかった。 第9負担区と隣接している第8負担区の単位負担金額と同額の350円となり、これまでの算定方法とも整合もとれている。また、県内の自治体と比較しても理解を得られる金額であると認識している。
議 長	それは理解しているが、独立採算制の公営企業会計ゆえに、料金改定も検討してきた。それも鑑みると、一般会計で執行した分を逆に入れた方がよいのではないかと個人的には思う。数字を丸める必要もないのではないか。私の意見だが、一応、了承した。
事 務 局	下水道事業で舗装するということであれば入れる必要はあるが、他事業の事業費を受益者の末端管渠整備費に入れ込むというのはなじまないのではないかというのが一つある。 事務局案としては、丸めた方が、他の負担区とも整合がとりやすく、負担金の積算や今後の運用も扱い易いと判断したものである。
議 長 日野委員	他に質疑等のある方は挙手をお願いします。 単位負担金は、整備に要した金額の面積割合なので、社会情勢や物価高騰などが影響して、今後は更に末端管渠整備費が増大することが想定されるが、その際には負担金額が大きくなるということではよろしいか。また、平成26年まで完了した工事以前は、あまり経費も変わってないため、同じ算定方法で、たまたま同じ額が算出されたということではよろしいか。
事 務 局	そのとおりである。
議 長	他に意見等ある方。
安原委員	他市の単位負担金額と比較して本市の金額は低いが、これでやっていけるのか。
事 務 局	本市の単位負担金額については、近隣市の単位負担金額と比較して低い が、末端管渠整備費を受益を受ける土地の面積で割り、「負担率は3分の1 から5分の1が望ましい」という国の提言に基づいて算定している。これまで、 第1、第2負担区の負担率は7分の1、第3から第8負担区は5分の1で 受益者の理解を得ている。今回の第9負担区についても、これまでの経緯 を勘案して負担率5分の1で算出して350円となったものである。

発言者	内 容
議 長	他に意見が無ければ、採決をとりたいと思う。 議題第1号「行田都市計画下水道事業受益者負担金負担区（第9負担区）の設定及び単位負担額」について、事務局（案）に賛成の方は挙手をお願いする。
議 長	（賛成の挙手 8 名） 全員の賛成により、本議題は事務局案で可決とする。以上で本日の議事を終了とし、議長の職を辞する。
司 会	次第の4、「その他」である。何かご意見のある方は、挙手をお願いする。
茂木委員	事前に配布された資料を拝読した。専門用語が多く、なかなか理解できず、市のホームページを閲覧し、再度、資料を読んで理解した。 能登の大地震から1年以上経過するが復興が進んでいない。我々の住環境は大変恵まれていると感じている。これを一般市民にもっとPRすれば、負担金についての理解も得られるのではないか。
事 務 局	埼玉県では、下水道の仕組みについて施設見学や夏休みの子供向け自由研究イベントを行っている。本市もホームページへの掲載やマンホールカードの配布など、機会を見つけてPRをしている。今後もPR方法を検討していく。能登には、3月に水道復旧支援で、現在は道路の復旧支援で本市の職員を派遣している。
茂木委員	下水道の使用に係る費用には、受益者負担金と使用料とあるが、一般市民にはわかりにくいと思う。
事 務 局	受益者負担金は、下水道が使えるようになった土地所有者等に工事費の一部を負担していただくものである。これは、税金と異なり賦課は1度限りである。使用料は、下水道使用の対価として納めていただくものである。
茂木委員	私の住んでいる地区は下水道が整備されているが、負担区の資料を見ると色が塗られていない。受益者負担金は、賦課されていないのか。
事 務 局	当該地区は、民間企業が下水道・水道・道路等を整備し、その後、下水道を市に移管している。よって、受益者負担金の概念は無く、土地・建物の購入代金に整備費用が含まれているのではないかとと思われる。
司 会	他に意見のある方。
栗原委員	田んぼダムは、農繁期を除いた時期に機能するのか。
事 務 局	通年である。 事務局より事務連絡事項を2点申し上げる。 1点目、会議録の確認について、資料 7 を基に手順を説明。 2点目、次回委員会の開催予定と主な内容について説明。
司 会	閉会